

子ども家庭センターにおける不適切な対応について

1. 経緯

- ・令和2年2月10日(月)の午前3時30分頃、小学6年生女兒(12才)が神戸市子ども家庭センターを訪れた際、子ども家庭センターの夜間窓口の相談員は、当該女兒に十分な聞き取りをせずに、口頭にて警察に行くよう指示した。
- ・その後、女兒は近くの交番に申し出たため、警察は当該女兒を保護し、子ども家庭センターに対して本件を通告し、子ども家庭センターは当該女兒を一時保護した。

2. 本件事案への対応

- ・子ども家庭センターにおける当該女兒への初動対応は、極めて不適切なものであり、再発防止の徹底に向け取り組んでいく。